会議の名	<b>新</b>	予算	決算特	別委員	会	開台	会時間·	午前•	6 年 3 <del>午後</del> 09 <del>午後</del> 11	時 58	
		河﨑	周平	安藤		誠	後藤	徹	佐藤	健	
	: 者	南谷	清司	粟津		明	原	一郎	安井	智子	
出席		川柳	雅裕	野口	佳	宏	後藤	國弘	堀	隆和	
		藤川	貴雄	豊島	保	夫	南谷	佳寛	花村	隆	
		山田	紘治	近藤	伸	<u>-</u>					
欠 席	者										
オブザーノ	₹-										
傍 聴	者										
説明のために 出席した者		石黒副市長、吉村市長室長、加藤産業振興部長、藤井建設部長、 山田上下水道部長、林財務課長、河田商工観光課長、浅野商工観 光課長補佐、安田農政課長、後藤農政係長、上坂土木監理課長、 近藤土木監理課長補佐、渡邉都市計画課長、野村都市計画課主幹、 髙島都市計画課長補佐、稲葉都市計画課建築管理室長、澁谷経営 課長、前田経営課主幹、中島工務課長、鈴木工務課主幹、箕浦浄 化センター所長、山田農業委員会事務局長、藤井議会総務課長									
協議事	項	議議議 第第第 第第第 第第	2号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号	和 6 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年	度羽	島島島 島島島	介護保隊 •羽島郡	是保険特 二 二 者 会 十 一 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大 一 大	護認定審 特別会計 算 算	查会事業	<b>芝特</b>

# 【開会=午前9時58分】

### 近藤委員長

ただいまから予算決算特別委員会を開会いたします。本 委員会に付託されました議案についてはタブレット端末に 格納した通りであります。

既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。

委員及び執行部におかれましては簡潔明瞭な質疑答弁を お願いします。委員におかれましては極力一問一答で質疑 をお願いします。

また執行部におかれましては発言する前に挙手職名を発 言のうえ、委員長の許可を得てから行うようにお願いいた します。

なお、発言時は着座にて発言いただいても構いません。

最初に本日の付議事件のうち、産業振興部及び農業委員会事務局関係から質疑を行います。議第1号令和6年度羽島市一般会計予算を議題といたします。まず、議第1号中、産業振興部及び農業委員会事務局関係分についての質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。

# 河﨑委員

事業概要ページ 81 ページ 5 款 1 項 5 目地域農政推進対 策事業費から質問させていただきます。

地産地消推進事業の方ですけども、こちらの PR 活動の具体的な内容について教えてください。

#### 農政課長

羽島市産地消 PR 補助金につきましては、市内にある「ぎ ふ地産地消推進の店」の認定店が行う、市内農産物等を PR する活動に関する経費の一部を助成するものでございま す。

市内農産物の消費拡大に向けた PR を行うために必要なチラシ・ポスター・メニュー表の制作費やイベント出店料等を対象経費として、補助率は2分の1、上限10万円を補助するものでございます。

#### 河﨑委員

89 ページ6款1項2目商工業推進費について質問させていただきます。

商工業育成事業の方ですけれども、こちらの商品開発の 実績について教えてください。

## 商工観光課長

尾州産地を担う人材確保及び育成と販路拡大を支援する ため、尾州産地リバイバル支援事業補助金を設けておりま す。

同補助金における「新商品開発のための生地作づくりの支援事業」では、市内毛織物事業者による尾州産地の特徴を生かした生地の企画・製作に対して助成を行っております。

直近3年間の展示会における商談実績といたしましては、令和3年度は30件、令和4年度は32件、令和5年度は34件との報告を受けています。

成約実績といたしましては、令和3年度は17件、令和4年度は22件、令和5年度は24件との報告を受けております。

次年度以降の本事業におきましては、これまでの人材育成・確保事業に参加した若手従業員等も参加し、商品力の高い生地の企画製作を目指していきたいと考えております。

### 河﨑委員

90ページ、企業活動応援事業について質問させていただきます。こちらのインターンシップの実績数また本事業の推進認知のための施策について教えてください。

## 商工観光課長

本補助金の直近3年間の実績につきましては、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績なし、令和5年度は、現時点で1事業者に対して交付金2万4,460円でございます。

本事業の推進、認知のための施策としましては、市ホームページ及び羽島商工会議所の会報に掲載して周知を行っております。

またインターシップ受け入れ先事業所の募集や紹介を行っております、岐阜県インターシップ協議会のホームページに本事業のリンクを掲載し、周知を行っております。

#### 後藤徹委員

事業概要 81 ページ 5 款 1 項 5 目地域農政推進対策事業 についてお伺いします。

事業概要で、令和6年度は岐阜農業経営者育成発展支援 事業、スマート農業技術導入支援事業に取り組む農業者を 支援するとありますが、その詳細について教えてください。

#### 農政課長

「ぎふ農業経営者育成発展支援事業」につきましては、 認定農業者や担い手リーダーを目指す新規就農者に対して 支援金を給付する県の事業であり、新規就農予定者1名に 対し、50万円の補助を見込んでおります。 次に「スマート農業技術導入支援事業」は、スマート農業技術に対応した農業用機械の導入等を支援する県の補助事業であり、補助率は3分の1でございます。認定農業者2経営体に対して防除用のドローンの導入費用86万7,000円及び田植え機用の直進アシスト装置の導入費用34万9,000円、合わせて121万6,000円の補助を見込んでおります。

佐藤委員

事業概要 78 ページ5 款 1 項 2 目農業総務事務経費に関して、指定物品の例と各団体の団体名について伺います。

農政課長

指定物品については、カラー封筒やファイル等の事務に 必要な消耗品の購入を見込んでおります。

負担金を支払う団体名は「岐阜地域農業改良普及事業推 進協議会」及び「岐阜地域米麦改良」でございます。

佐藤委員

事業概要 79 ページ、5 款 1 項 3 目水田営農推進事業について伺います。地域農業再生協議会に対し、県、市を経由して間接補助を行うとありますが、どのような意味か伺います。

農政課長

国の施策である経営所得安定対策の推進のため、国の補助金を、県・市を経由し、事業主体である羽島市地域農業再生協議会へ交付するものでございます。

佐藤委員

事業開業 80 ページ、5 款 1 項 4 目水産振興事業について、雑魚の放流とありますが、雑業の魚種は何か伺います。

農政課長

雑魚につきましては、「うなぎの稚魚」を木曽川に放流しております。

佐藤委員

事業概要 87 ページ、5 款 1 項 1 目林業振興事業について、緑化活動に係る各団体への負担金について、支出先の団体名と支出金額、また、木材利用の促進を図る事業の趣旨について伺います。

農政課長

各団体への負担金につきましては公益社団法人岐阜県山 林協会へ10万円、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会へ1 万円となります。

木材利用促進を図る事業の趣旨につきましては、羽島市 には森林がないため、木材を利用することにより、森林整 備に繋げる趣旨から、公共施設の木造化、木質化の事業等に取り組んでいるところでございます。

佐藤委員

事業概要 77 ページ 5 款 1 項 1 目農業委員会運営費について、定例農業委員会の開催頻度と委員報酬の金額について伺います。

農業委員会事務 局長

定例農業委員会は、毎月1回開催しています。委員報酬の月額は、農業委員会会長2万円、農業委員1万7,000円 農地利用最適化推進員1万2,000円です。

佐藤委員

事業概要 77 ページ5 款 1 項 1 目農業委員会事務経費について伺います。農業委員会の負担金の支払いとは何か、また、農業委員会サポートシステムの委員用タブレットの金額について伺います。

農業委員会事務 局長

委員会の負担金の支払いは、岐阜県農業会議及びぎふ農業委員会女性ネットワークに対するものです。

また、農業委員会サポートシステムの運用費は22万円、 引用タブレットの運用費は77万8,920円です。

原委員

事業概要 78 ページになります。有害鳥獣捕獲事業 320 万 2,000 円についてお伺いいたします。前年度より減の理由が、捕獲の見直しとのことでありましたが、その内容についてお聞かせください。

農政課長

減額の内容は、捕獲したアライグマ等の有害鳥獣を処分するための委託料で、近年の捕獲実績を考慮し処分頭数を 少なく見込んだことによる減額でございます。

原委員

事業概要 90 ページになります。河崎委員からも質問ありましたが、企業活動応援事業 9 万 9,000 円についてお伺いいたします。前年度より減の理由が、企業のインターンシップ推進のための費用助成について、実績に基づく減とのことでありますが、もう少し詳しくお聞かせください。

商工観光課長

インターンシップ推進事業費補助金は、事業者が大学生等に対して、インターンシップを実施する際にかかる経費について、1事業者につき最大15万円の補助を行う制度でございます。

直近3年間の実績につきましては、令和3年度及び令和

4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績なし、令和5年度は現時点で1事業者に対して交付金額2万4,460円でございます。令和6年度の予算につきましては3事業者からそれぞれ3万円の申請を見込み、9万円としております。

栗津委員

事業概要の78ページ、5款1項農業総務事務経費について、減額の詳細をお聞かせください。

農政課長

減額の内容につきましては、会計年度職員1名分の報酬 を水田営農推進事業に移管したことによる減額でございま す。

粟津委員

90ページ6款1項工場等設置奨励事業でございますが、これについての詳細を教えてください。

商工観光課長

工場等設置奨励事業は、新たに市内市街化区域、または 岐阜羽島インター南部地区地区計画区域に工場等を設置し た事業者に対して、所定の期間、固定資産税相当分の奨励 金を交付するものでございます。

令和6年度は市街化区域に工場等を設置した1件の事業者と岐阜羽島インター南部地区地区計画区域に設置した1件の事業者に対して、工場等設置奨励金を交付するものでございます。

粟津委員

これは何年間ですか。

商工観光課長

市内市街化区域につきましては、6年間でございます。インター南部地区につきましては、4年間でございます。

豊島委員

概要書 79 ページ 5 款 1 項 3 目農業振興費花の里推進事業で、796 万 2,000 円について、141 万 3,000 円の増額です。説明では、市制施行 70 周年記念で、羽島美濃展の増額とのことでしたが、前年度も美濃菊展として 69 万 8,000 円増額されています。

新年度は70周年としましても、美濃菊展の、特に新年度の増額の内容と、この事業には、全体として大賀ハス、江戸菖蒲、舞妃蓮等の栽培管理も含まれております。

この美濃菊展以外の事業ごとの予算と、それぞれの栽培計画をお伺いします。

#### 農政課長

花の里推進事業の増額の内訳につきましては、美濃菊関連の事業費が 427 万 3,000 円で、122 万 1,000 円の増でございます。その理由は美濃菊展会場設置費等に係る補助金の増で、令和 6 年度は羽島市制施行 70 周年の記念事業となることから、文化センターにおいて記念した展示を行うためでございます。

また、大賀ハス・菖蒲関連の事業費につきましては、368 万9,000 円で19万2,000 円の増でございます。

その理由は主にほ場管理委託に係る人件費や資材費の上 昇によるものでございます。

栽培計画につきましては、大賀ハスの開花は近年よくない状態が続いております。生育には、気象、土壌、水質等様々な影響があると思われますが今後も状況を観察したうえで、施肥量の調整や防除の実施等の栽培管理に努める予定でございます。

### 豊島委員

概要書 81 ページ 5 款 1 項 5 目地域農政推進対策事業費の地産地消推進事業 158 万 5,000 円について、前年度比で40 万 8,000 円の減額となっております。

説明では実績によるということでしたが、前年度も少額ですが5万3,000円の減額でした。少し遡って5年前になりますが、2019年度の予算では、393万8,000円で、そのときも前年度比で189万9,000円の減額でした。このときも事業量の減少とのお答えでしたが、今回も事業量の減少で、失礼な言い方をすれば、この事業を行う気があるのか。

なぜこんなことを申し上げるかというと、特に学校給食への地産品供給の促進も担っていることから、同僚議員のご提案で制定された食の地産地消推進条例の趣旨からしても、予算が減額していることには大変疑問を持っておりますので、新年度の事業の詳細な内容をお伺いします。

#### 農政課長

減額の理由につきましては、令和5年度に創設しました「羽島市地産地消PR補助金」の活用実績が1件にとどまったことによるものでございます。

令和6年度につきましては、「地産地消PR補助」の活用を呼びかけるとともに、岐阜連携都市圏として行って「ぎふーど」や「ぎふべジ」の取り組みを進めることにより、地元農産物の周知と地産地消の推進を図ってまいりたいと考えております。

## 豊島委員

1点給食の補助金の関係で確認したいんですけど、県、

JA、羽島市、3分の1ずつの負担ということで、今も続いておりますか。

農政課長

現在も続いております。

豊島委員

83 ページ5款1項6目土地改良費の多面的機能支払事業3,414万8,000円について、こちらは前年度比で240万9,000円の増額で、説明では、新年度から活動団体が1団体増えるということでしたが、現在の11団体と新たな1団体の活動内容を詳しくお伺いします。

農政課長

多面的機能支払交付金は国の制度で、農業の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する事業でございます。

現在の11団体の活動内容につきましては、主に水路の泥上げや、農地の法面の草刈り等を行っております。

新たな団体につきましては上中町沖地区が事業に取り組む予定でございますが、新たな団体も主に水路の泥上げや 農地の法面等の取り組み等に取り組む予定でございます。

豊島委員

概要書の 91 ページ 6 款 1 項 3 目観光振興事業 3,065 万 7,000 円について、前年度比で 399 万 2,000 円の増額で、こちらも市制施行 70 周年記念ということで、山車の対象台数が増えるということとの説明でしたが、詳しい予算の内容をお伺いします。

商工観光課長

観光振興事業の増額は、主に竹鼻まつり振興会補助金及び羽島市観光協会事業補助金の増額によるものでございます。

令和6年度の竹鼻まつりはまつり実施主体であります、 竹鼻祭山車保存会を中心に市制施行 70 周年を記念した特 別開催が計画されており、全13 輌中12 輌が曳行、残る1 輌が青山スクエアに展示される他、夜山曳きも3 輌の曳行 が予定されております。

このため、竹鼻まつり振興会補助金を今年度と比較して 346万5,000円増額し、895万5,000円計上しております。

また、羽島市観光協会に関しましては、昨今の物価高騰や人件費の上昇に伴い、主催する催事の運営やパンフレット等の発刊等、事業運営にかかるコストが増大していることから同協会の補助金を今年度と比較して62万5,000円増額し、2,050万円計上しております。

# 栗津委員

91 ページ6 款 1 項竹鼻まつり山車会館施設管理費ですが、36 万円ほど増額しておりますが、前年度と何が違うのか教えてください。

### 商工観光課長

竹鼻まつり山車会館施設管理費の増額理由は、同施設の 自動扉と券売機・両替機の保守点検業務委託料によるもの でございます。

自動扉は令和2年10月の開館から使用を始めて3年が経過しており、安全性の国家規格「JISA4722」に基づく定期的な点検・保全が推奨されていることから保守点検業務を委託するものです。

また、券売機・両替機は今年7月からの新紙幣流通に伴 う機器の部品交換や改造等の更新作業について業務委託す るものでございます。

# 花村委員

事業概要の79ページ、水田営農推進事業についてお尋ねをいたしますが、令和6年度産羽島市の米の生産目標の面積換算値はどれだけになるのかと、令和5年度との比較での変化についても報告をしてください。

### 農政課長

令和6年産における羽島市の米の生産目標数量は3,960.548tで、面積換算値は852.2haでございます。

令和5年産と比較しまして、目標数量は9.197tの増加、 面積換算値は0.56haの減少となります。

## 花村委員

令和6年度取り組む経営所得安定対策の主な内容と、令和6年度の変更点はありますか。

#### 農政課長

令和6年度農政経営所得安定対策は、農家の経営の安定のために、諸外国との生産条件の格差による不利を補う「畑作物の直接支払交付金」と、水田を活用した麦、大豆、米粉用米等の生産を支援する「戦略作物助成」や、地域の特色を生かした魅力的な産地作りを支援する「産地交付金」等が含まれる「水田活用直接支払交付金」があります。

基本的には令和5年度と同様に助成が行われる予定でご ざいます。

変更点につきましては、一般品種による飼料用米の取り 組みにおいて、主食用米への回帰を防ぎつつ、多種品種を 基本とする支援体系へ転換するため、令和6年度から8年 度にかけて支援水準を段階的に引き下げることが決まって おります。

令和5年度の飼料用米標準単価は10a当たり8万円でしたが、6年度は7万5,000円、7年度は7万円、8年度は6万5,000円と5,000円ずつ、減額となる予定でございます。

花村委員

79ページ花の里推進事業。大賀ハスの現状について報告してください。

農政課長

現在の桑原町の大賀ハス・菖蒲ほ場には千葉市から譲り受けた大賀ハスと東京都葛飾区から譲り受けた江戸菖蒲に加え、平成29年度からは舞妃蓮とスイレンを植栽し、多くの方に楽しんでいただくための栽培管理を行っております。

しかしながら大賀ハスにつきましては、開花異常が良くない状態が近年続いております。生育には気象、土壌、水質等様々な影響があると思われますが、今後も状況を観察したうえで、施肥量の調整や防除の実施等の栽培管理に進めたいと思っております。

花村委員

大賀ハスについては下中町の方で栽培しておるとか、桜 堤サブセンターに移植するというような話も以前聞き及ん でおりますけども、こういった関係の大賀ハスの栽培状況 についてはどうお考えですか。

農政課長

下中町市之枝ほ場にて栽培しております大賀ハスにつきましては、昨年は多くの花を咲かせましたが、安定した開花にはなっていない状況のため、今後も生育状況を確認しつつ、栽培管理を行っております。

また、将来的な桜堤サブセンターへの移植につきましては、現在大賀ハスは桑原、下中ほ場及び旧北庁舎で栽培しており、その中から状態の良いものを選び、移植する予定でございます。

花村委員

事業概要 81 ページの地域農政推進事業推進対策事業で すけども、ここで行う具体的な事業内容について改めて説 明してください。

農政課長

この事業で行う事業内容としましては、新規就農相談への対応や認定農業者制度の運用による担い手の確保を図るとともに、各種補助制度を活用し、担い手の農業経営の支

援を行います。

また農福連携の実現に向け、羽島特別支援学校等の関係機関と連携のうえ、障がい者の農業部門への就労支援の取り組みも行います。

花村委員

事業概要 81 ページの農地中間管理事業についてお尋ねをいたしますが、担い手への農地集積率はどれだけになるのか、担い手さんの数はどれだけになっておりますか。

農政課長

担い手への農地集積率は、令和5年度末時点で 42.9%であり、集積率算出にあたり、集積面積に算入した担い手数につきましては85経営体でございます。

花村委員

事業概要 90 ページの工場等設置奨励金についてお尋ね いたします。奨励金の対象となる企業はどこですか。

商工観光課長

インター南部地区地区計画区域に立地されたセンコー株式会社と市内市街化区域に立地された日本エコシステム株式会社の2社でございます。

花村委員

それらの対象企業に対する奨励金の支払いはいつまで続きますか。

商工観光課長

現在の対象企業に対する奨励金の支払い期間はセンコー株式会社につきましては、令和7年度まで、日本エコシステム株式会社につきましては、令和8年度まででございます。

花村委員

令和6年度新たな対象企業ありますか。

商工観光課長

令和6年度新たに対象となる企業はございません。

近藤委員長

その他。

(発言なし)

近藤委員長

これにて産業振興部及び農業委員会事務局関係分についての質疑を終わります。暫時休憩をいたします。産業振興部と農業委員会事務局は退席されて結構です。執行部の入れ替えを行いますので少しお待ちください。

## (執行部入れ替え)

# 近藤委員長

それでは次に建設部関係分の質疑を行います。執行部は 着座にてご発言ください。議第1号を議題といたします。 議第1号中、建設部関係について質疑を行います。質疑の ある方はご発言を願います。

#### 河﨑委員

事業概要から質問させていただきます。93ページ7款1項1目土木総務費の市営駐車場管理運営費について質問させていただきます。こちらの今年度の収支について教えてください。

# 土木監理課長

令和6年3月1日時点での使用料収入累計額は 729 万 8,900円でございます。

また、同じく3月1日時点での支出見込み額は558万7,540円でございます。

### 佐藤委員

事業概要の93ページ7款1項1目地下道清掃経費。地下 道の清掃について、県道の維持管理が、県費ではない理由 について伺います。

## 土木監理課長

一般財源を充当している3箇所の地下道につきましては、その設置の経緯等により、県との地下道の管理に関する協定書に基づき、地下道の内空部のみに限り、市が管理することとしております。

## 佐藤委員

同じページの7款1項1目地籍調査費用について、認証請求とは何か。また、地籍調査の開始年度、進捗率及び終了見込み時期について伺います。

### 土木監理課長

認証請求とは、国土法に基づき、地籍調査の成果の認証 を県に請求するもので、県知事は成果の審査を行い、国土 交通大臣の承認を経て、成果を認証するものです。

また、当市では、平成22年度に地籍調査に着手しており、 令和5年度末における登記が完了した面積の全体計画に対 する進捗率は0.6%で、調査完了予定は未定でございます。

#### 佐藤委員

事業概要 94 ページ7款2項1目道路橋梁事務経費について、東海環状自動車道岐阜県整備協議会以外の負担金の支払い先及び金額について伺います。

土木監理課長

その他、支払いに関する負担金は、東海環状地域整備推 進協会1万円でございます。

佐藤委員

事業概要 98 ページ 7 款 3 項 1 目河川総務事務経費について、河川砂防協会以外の負担金の支払い先及び金額について伺います。

土木監理課長

その他、支払いする負担金は、木曽三川改修工事促進期成同盟会 15 万円、境川改修促進期成同盟会 3 万円、長良川流域市町連絡協議会 3 万 5,000 円、新丸山ダム建設促進期成同盟会 2 万 5,000 円、東境川橋維持管理負担金見込み額 20 万円でございます。

佐藤委員

事業管理表 98 ページ 7 款 3 項 1 目水路浚渫事業について、維持管理について「水路の清掃等」の「等」というのはどのようなものを含んでおりますか伺います。

土木監理課長

側溝や水路の他、調整池に堆積した土砂の除去や除草、樹木の伐採等を行うものでございます。

佐藤委員

事業概要 100 ページの 7 款 4 項 1 目都市計画総務事務経費について、旅館等建築審査会の開催の頻度及び委員の人数、開催予定及び議事録の公開状況と今後の公開見込みについて伺います。

建築管理室長

旅館等建築審査会につきましては、「羽島市モーテル類似施設建築等の規制に関する条例」に基づき、旅館等の建築等をしようとする者からの申請により開催されるため、開催につきましては不定期であり、直近の開催予定はありません。

また、現在の委員は同条例により12人であります。

議事録の公開につきましては、審査会ごとに会議の要旨 を市ホームページにて公開しております。

なお、会議の要旨につきましては、「羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針」に基づき、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで公開しております。

佐藤委員

事業概要 102 ページ、7 款 4 項 3 目都市計画調査等事業 について、「都市計画事業外粟野大浦線等」の「等」とはど のようなものがございますか。

### 都市計画課長

今回、都市計画道路外粟野大浦線の変更を検討する区間は、上中岐阜線から桑原足近線までを予定しておりますが、 外粟野大浦線の変更に伴い、接する都市計画道路である上 中岐阜線、羽島岐阜線、桑原足近線の変更が必要となる可 能性があるため、「等」としております。

# 佐藤委員

事業概要 104 ページの 7 款 4 項 5 目市営住宅施設管理費 について、市営住宅の施設管理のあり方について副業解禁 への対応はどのようにしているか伺います。

### 建築管理室長

市営住宅は、住宅としての使用を目的としておりますので、原則住宅以外の用途で使用することは禁止しております。

住宅以外の用途に一部変更することについては、過去に 相談事例はございませんが、真にやむを得ない事情がある 場合のみ、個別に対応していくことを考えております。

### 佐藤委員

概要 111 ページ 8 款 1 項 4 目について、水防事務経費、 県水防協会負担金について支払時期と支払金額について伺います。

#### 十木監理課長

県水防協会負担金の支払時期は例年9月頃で、支払金額は3万円でございます。

#### 佐藤委員

概要 111 ページ 8 款 1 項 4 目水防団員公務災害補償経費 について、負担金について、支払い時期と支払金額はいく らですか、また予算根拠となっている水防団の公務災害と して予想されるもの及びその金額についてお尋ねします。

### 七木監理課長

公務災害補償等共済基金負担金の支払時期は4月で、支 払金額は67万8,000円でございます。

公務上の災害とは、水防団活動等により被った負傷、疾病、障害または死亡の身体的損害でございます。

予算計上した災害補償費につきましては、過去に訓練時に負傷した際の療養補償費を参考に、10万円としております。

# 栗津委員

事業概要 93 ページ 7 款 1 項土木総務事務経費、これが 700 万円ほど減になっておりますがその詳細を教えてくだ さい。

### 七木監理課長

前年度と比較して 695 万 2,000 円減額の主な理由といたしましては、江吉良町及び舟橋町地内における借地による道路及び水路用地の買収が完了したことに伴う、公有財産購入費等の減によるものでございます。

# 栗津委員

95 ページ7款2項の堤防除草経費が増額になっておりますが、距離とか詳しく教えてください。

### 十木監理課長

前年度と比較して 112 万 4,000 円増額の主な理由といた しましては、人件費等の高騰による除草単価の増によるも のでございます。

なお、除草面積につきましては、4万3,150 mを年2回除草するものでございます。

# 粟津委員

続きまして 98 ページ 7 款 3 項の排水対策事業はどのようなものか詳しく教えてください。

### 土木監理課長

排水対策事業の事業概要は、水防法の規定に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものです。

当事業は今年度より着手し、市内一円の施設情報の整理や解析手法、策定方針等、基本方針の検討を行ったところでございます。

来年度は、この基本方針に基づき、市内全域を対象として、想定し得る最大の降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域及び浸水の深さや浸水が継続する時間等の解析を行い、区域図を作成するものでございます。

#### 粟津委員

続きまして 103 ページ 7 款 4 項の公園施設管理費が昨年 度よりも 1,347 万 3,000 円ほど増額になっております。

これはなぜかということをお聞きするわけですが、公園の維持管理費についてですね、現在どのような内容か、それぞれ何社に委託をしているか詳しく教えてください。

#### 都市計画課長

便所やあずま屋等の施設点検を令和6年度新たに実施することにより、委託費が増額になったことに加え、都市計画課が管理する公園について、清掃、遊具点検、除草等を業者へ委託しておりますが、人件費の増額及び一部の公園

において作業回数を変更したことが主な要因となっております。

また、現在の委託内容につきましては、総合的な維持管理について、2社へ発注しております。その他、公園便所清掃業務を2社、樹木剪定伐採業務を1社、遊具定期点検業務を1社及び施錠管理業務を1社、それぞれ委託しております。

### 川柳委員

私からは、除草について 2 点お伺いいたします。事業概要 95 ページ堤防道路除草経費 1,293 万 4,000 円について、先ほど質問ございましたが人件費の増加で、112 万 4,000 円値上げしているということですけど、市道部分の路肩 1 mを除草するのと、あとは都市下水路沿いの堤防及び道路の除草を行うというふうにありますが、木曽川長良川、県道も交わると思うんですが、対象道路や水路はどこなんのか教えてほしいというのが一点。

もう一点は、対象となる道路等の延長距離、何 m 除草するのか、そして1年間に何回除草するのか、これについて教えてください。

# 土木監理課長

1点目対象道路につきまして、木曽川及び長良川の堤防において、河川占用による市道の路肩部分及び堀津町地内の桑原川浄化施設付近で桑原川左岸に合流する旧桑原1号都市下水路と、同じく右岸に合流する旧桑原3号都市下水路の法肩部分の除草を行うものでございます。

続きまして対象道路の延長につきましては、木曽川の堤防道路延長が約14km、長良川の堤防道路延長が約14km、旧都市下水路法肩の延長が約2.1kmでございます。

続きまして、除草の回数につきましては、年間2回でご ざいます。

#### 川柳委員

同じく除草で、概要書は98ページから質問いたします。 堤防草刈り経費1,815万円について、前年度比これも121万円の大幅な増額ですが、この事業は、県の管理する河川である境川と桑原川の堤防維持管理を県から委託して、除草を行うというふうに説明をいただきました。

そしてこの境川と桑原川沿いの、足近町と小熊町と江吉 良町と堀津町と桑原町の5つの自治会に委託をしていると いうふうに説明をいただきました。

対象の道路はどこであるのかっていうのがよくわかりません、これを教えてください。

対象となる道路の延長距離も教えてください。

そして、対象の除草回数も教えてください。

そして、この大幅な増額の理由はきっと人件費かなと思 うんですけどもその理由も教えてください。

あと自治会への委託費の詳細、これも教えてください。

さっき質問した堤防道路の除草経費についても、自治会 委託ができるんじゃないかなというふうに思うんですけど も、それについてお答えください。

# 土木監理課長

1点目、対象の除草部分でございますが、境川及び桑原川のそれぞれ堤防法面の除草を行うものでございます。

2点目、対象の堤防除草延長につきましては、境川の堤防法面除草延長が約 9.4km、桑原川の堤防法面除草延長が約 14.1km でございます。除草回数は年間 2 回でございます。

続きまして予算増額の主な理由といたしましては人件費 等の高騰による除草単価の増によるものでございます。

続きまして令和5年度の各自治会との契約金額につきましては、足近町が331万5,400円、小熊町389万700円、 江吉良町77万1,100円、堀津町266万7,500円、桑原町646万6,900円でございます。

続きまして先ほどの堤防道路除草経費について自治会委託できないかというご質問に対しましては、2項道路橋梁費における堤防除草経費につきましては、国土交通省において実施される木曽川、長良川両河川の堤防維持管理工事の作業区間と隣接する市道の路肩部の除草を行うもので、同一業者に委託しているものでございます。

作業方法や作業時期等を考慮すると、自治会への自治会へ委託することは困難と考えております。

#### 川柳委員

自治会委託が 95 ページの方はできないということはよ くわかりました。

しかし足近町と小熊町と江吉良町と堀津町と桑原町に対して増額の理由というのはわからなかったんですけど、質問を終わります。

## 豊島委員

概要書 22 ページ 2 款 1 項 11 木目交通安全対策費の交通 安全施設整備事業 2,561 万 8,000 円について、前年度比 662 万 7,000 円の減額で、その説明は工事の減少ということで したが、自治会要望等がそんなに減少したのか、また交通 安全施設の設置や通学の安全対策等、私はまだまだ実施す る事業はあると思いますが、減少の項目別の詳細を伺いします。

# 土木監理課長

前年度と比較して 662 万 7,000 円減額の主な理由といた しましては、令和 5 年度の新たな横断歩道の設置に伴う道 路施設の改修工事が完了したことによる工事請負費の減に よるものでございます。

また交通安全施設要望工事、通学路安全対策費等につきましては、前年度と同額程度でございます。

# 豊島委員

93ページ7款1項1目の土木総務費地籍調査事業116万4,000円について前年度比32万3,000円の増額です。

この事業は、しばらくは新しい箇所の予定はしないと、 これまでのところの事務作業ですか、確認とかまとめてい くとお聞きしておりましたが、そのうえでの増額の理由と、 この事業の今後の予定がわかればお伺いをいたします。

### 土木監理課長

前年度と比較して32万3,000円増額の主な理由といたしましては、令和6年度に認証請求を予定している地区において、いまだ同意を得られていない筆の再調査等を行う委託料の増によるものでございます。

また、地籍調査の今後の予定といたしましては、令和 11 年度までに、現在事業中の 8 地区の事業完了に向けて、地 権者交渉と整理を進めていくこととしています。

なお、令和 12 年度以降につきましては、羽島市地籍調査 推進委員会に諮り、新たな事業着手地区の選定等調査方針 を定めてまいります。

#### 豊島委員

98 ページ 7 款 3 項 1 目河川総務費の排水対策事業で、3,424 万 3,000 円について、前年度比 2,724 万 3,000 円の大幅な増額です。この事業は、今年度から始まったわけですが、今年度は 700 万円の予算で、基本方針を検討し、事業を行っておみえです。

新年度は特に解析を行うとの説明をいただいておりま す。詳しい説明をお伺いします。

## 土木監理課長

雨水出水浸水想定区域の指定に向けた基本方針といたしましては、流出解析モデル、解析手法、対象面積の考え方、調査測量の必要性、対象降雨の設定等を整理したうえ、利用性、経済性、解析精度等を考慮し、比較検討を行った結果、市内全域を対象とし、簡易解析手法において進めるこ

とといたしました。

令和6年度には、基本方針に基づき、想定し得る最大規模の降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域及び浸水の深さや浸水が継続する時間等の解析を行い、区域図を作成するため、この作業に要する委託料が増額したものでございます。

# 豊島委員

96ページの7款2項3目道路新設改良費ですが、道路新設改良事業として2億2,694万9,000円について、前年度比6,398万8,000円の増額です。説明では、交差点改良等とのことでしたが、具体的な路線、事業内容、個別の事業経費についてお伺いをいたします。

### 十木監理課長

前年度と比較して 6,398 万 8,000 円増額の主な理由といたしましては、令和 7 年度中の供用開始に向けた本田城屋敷線と桑原岐阜線の交差点及び堀津町古宮前交差点の改良に伴う工事費の増によるものでございます。

なお、本田城屋敷線と桑原岐阜線の交差点改良に要する 工事費は約9,700万円、堀津町古宮前交差点の改良に要す る時期は約6,200万円を見込んでございます。

### 豊島委員

概要 103 ページ 7 款 4 項 4 目公園費の国営木曽三川公園 羽島拠点桜堤サブセンター建設促進事業 322 万 6,000 円に ついて、前年度比 100 万円の増額で、実行委員会への補助 金の増とお聞きしましたが、100 万円を増額されるその理 由と、補助金の全体の総額についてお伺いをいたします。

#### 都市計画課長

桜堤サブセンターイベント実行委員会では、国営木曽三川公園桜堤サブセンターにて、秋のイベント「ピクニック日和」と、春のイベント「さくらまつり」を行っております。

実行委員会では、当市の負担金 300 万円を、主にイベント当日の会場設営費や運営費、宣伝広告費に充てる予定でございます。

昨年度より増額となった理由につきましては、人件費や物価の高騰により、イベント当日の会場設営費や運営費が高騰し、これまでと同規模のイベントを行うことが困難になったことからでございます。

#### 豊島委員

数字のことですので今出ないかもしれませんが、今おっしゃったように羽島市も補助金で負担し、さらに 100 万円

を増額するんですが、実行委員会ですから、いろんな団体 で構成されておると思います。実行委員会の全体総額はわ かりますか。わからなければ結構です。

(答弁なし)

## 豊島委員

次に行きます。103 ページの7款4項4目公園費、公園 改修事業2,873万4,000円について前年度から524万4,000 円の減額です。

工事の減少という説明を受けておりますが、公園の施設整備というのは、私はまだまだ必要かと思いますが、その理由と何が減少したのか併せてお伺いをいたします。

#### 都市計画課長

平方第二土地区画整理事業地内の公園を新たに整備する 予定であることから、公園施設の長寿命化改修工事につい て減額をしております。

その他、令和5年度は公園改修事業の委託料として同公園の設計を行っておりますが、令和6年度は同様の設計を行わなかったことから、委託費の減額となっております。

## 豊島委員

平方の関係だけのご説明でしたが、それでよろしいでしょうか。

# 都市計画課長

はい。

#### 花村委員

予算書の57ページ7節土木費雑入、公園ネーミングライツ料200万円、そしてネーミングライツ料20万円もありますけども、まず公園ネーミングライツ料200万円の契約先、契約期間、そしてその契約期間中の公園の名前はどうなるかを報告してください。

#### 都市計画課長

公園ネーミングライツ事業に関する契約は2ヶ所の公園 がございます。まず一つ目は、「市民の森羽島公園」で、契 約相手は丸栄コンクリート工業株式会社でございます。

契約期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間で、契約期間中の公園愛称は「コスモパーク羽島」となっております。

二つ目は「羽島中央公園」で、契約相手は株式会社保安 企画でございます。

契約期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間で、契約期間中の公園愛称は、「コッペ亭公園」

となっております。

花村委員

同様に、ネーミングライツ料 20 万円についての契約先、契約期間、そして契約期間中の名前はどういうふうになるのかを報告してください。

土木監理課長

ネーミングライツ料 20 万円の契約施設は、県道羽島稲沢線を横断する中央歩道橋で、契約相手は日東工業株式会社、契約期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 5 年間で、契約期間中の歩道橋愛称は、「中央ブルースカイデッキ友情と学びの橋」となっています。

花村委員

事業概要 93 ページの地籍調査事業、これまでに登記が完了した筆数、令和 6 年度新たに登記申請する筆数はどれだけなりますか。

土木監理課長

これまでに登記が完了した筆数は、インター南部東地区の 460 筆で、令和 6 年度に新たに登記申請を予定している地区は、竹鼻町狐穴円福・壱ツ家地区、同じく砂入・下ノ城地区及びインター南部西地区の 3 地区で筆数は 1,008 筆でございます。

花村委員

この事業ですけども、令和6年度末において、登記及び登記申請が完了する面積割合はどれだけですか。

土木監理課長

全体計画の 43.43 LMに対し、令和 6 年度末における登記 完了及び登記申請完了見込みの面積の合計は 0.88 LMで、そ の割合は 2 %でございます。

花村委員

事業概要 96 ページ道路新設改良事業、本田城屋敷線と桑原岐阜線の令和 6 年度の事業内容、また供用開始予定日はいつですか。

土木監理課長

本田城屋敷線、桑原岐阜線の主な事業内容は、両路線の 交差点と堀津町古宮前交差点の改良工事を予定していま す。

今後、令和7年度中の供用開始に向けて事業を進めてまいります。

花村委員

仮称新濃尾大橋の開通はいつと聞き及んでおられますか。

七木監理課長

現在、令和7年度中の開通に向けて、愛知・岐阜両県において整備が進められております。

花村委員

道路の形状について、交差点部の車道と歩道を区切っている境界ブロックについてですけども、低いブロックがあるところと、自転車で歩道走ってブロックを横切るときに転倒する恐れがあるような低いブロックあるとこあるんですけども、市内見渡すと、交差点部にそういった低い2センチ程度の境界ブロックが設置されたところ、またそれがないフラットなところも混在しておりますけども、現在標準仕様はどのようになっていますか。

土木監理課長

過去には国土交通省より、歩道形式により、車道との段差を0cmとする通知もありましたが、視覚障害者の識別性が確保されていない事例があったことから、現在は道路の移動円滑化整備ガイドライン及び岐阜県道路設計要領に基づき、2cmを標準としております。

なお、点字ブロック等の視覚障害者用誘導ブロックの設置を行い、視覚障害者の識別性を高めたうえで、車いす使用者の通行性を確保するために、歩道と車道の段差を2cm未満とする場合もございます。

花村委員

江吉良町牧野の交差点ですけども、歩道がない部分ありますけども、歩道設置の計画、また完成の見込みはありますか。

土木監理課長

現在、江吉良町牧野交差点付近の歩道設置を含めた、都市計画道路本郷三ツ柳線整備の具体的な事業計画はございません。

花村委員

98 ページの河川総務事務経費で雨量計とありますけどもどこに設置されていますか。

土木監理課長

市役所情報・防災庁舎の屋上に設置されております。

花村委員

98ページの排水対策事業、雨水出水浸水想定区域図を作るというようなお話ありましたけども、これをどのようなふうに活用しますか。

土木監理課長

今後、ハザードマップの作成や浸水対策事業等に活用し

てまいりたいと考えております。

花村委員

事業概要 101 ページ平方第二土地区画整理事業関連経費 ですけども、交通量調査を実施する目的は何ですか。

都市計画課長

当該交差点につきましては、平方第二土地区画整理事業 の道路整備に伴い丁字交差点から十字交差点へ整備を行い ました。

そのため、交通量調査は十字交差点となった後の交通量を把握し、公安委員会へ提出する信号機設置要望の基礎調査として実施するものでございます。

花村委員

今お話あった交差点の将来像はどのような計画ですか。

都市計画課長

将来計画につきましては、信号機設置がされた場合に、 歩行者が全方向で横断が可能な形態とし、南北道路につい て、右折専用レーンを設置するよう、現在のところ考えて おります。

花村委員

事業概要の 104 ページ市営住宅施設管理費についてお尋ねいたします。現在の入居と空室の状況を説明してください。

建築管理室長

市営住宅 12 部屋のうち 11 部屋入居している状況であります。残り 1 部屋につきましては、令和 2 年 8 月より新型コロナウイルス感染症を原因とした解雇等により、住宅の退去を余儀なくされた方を対象とした一時使用としての募集を行っております。

花村委員

国は、公営住宅において保証人を要しないとすることを求めておって、近隣市町でもそういった扱いに変更する動きがみられますけども、羽島市は保証人を求めますか。

建築管理室長

令和2年8月より開始いたしました新型コロナウイルス 感染症を原因とした解雇等により、住宅の退去を余儀なく された方を対象とした市営住宅の一時使用につきまして は、保証人を不要といたしました。

通常の入居につきましては現在のところ保証人規定の見直しは考えておりませんが、他自治体の動向等には引き続き注視してまいりたいと考えております。

花村委員

事業概要 104 ページ住宅棟耐震助成事業で木造住宅耐震 改修工事補助事業 2 件分を見込んでおりますけども、元旦 に発生した能登地震の影響で希望者が多くなることも予想 されますが、3 件以上の申請希望者があった場合はどうし ますか。

建築管理室長

申請が予定件数を超えた場合について、追加の予算措置は現在のところ考えておりません。

近藤委員長

その他、質疑はございますか。

(発言なし)

近藤委員長

これにて議題 1 号中建設部関係分についての質疑を終わります。暫時休憩をいたします。ここで建設部は退席いただいて結構です。執行部の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。

(執行部入れ替え)

近藤委員長

それでは次に、上下水道部関係分の質疑を行います。執 行部は着座にてご発言ください。まず議題1号中上下水道 部関係分についての質疑を行います。質疑の方ご発言を願 います。

花村委員

事業概要一覧 76 ページ水道事業会計負担金、水道利用者の上水道の基本料金の半額を補助する制度に係る負担金額はいくらですか。

経営課長

この負担金につきましては、水道事業収益のその他営業収益に繰り入れていただく負担金となっております。

負担金 4,685 万 1,000 円は全額、水道料金の減額措置に 伴う負担金でございます。

花村委員

何世帯分ですか。

経営課長

補助の対象は約9,600件を見込んでおります。

花村委員

この補助はいつまで実施しますか。

経営課長

減額措置の期間につきましては、令和6年12月までの使

用分となります。

近藤委員長

その他ありますか。

(発言なし)

近藤委員長

これにて議題1号中、上下水道部関係分についての質疑を終わります。次に議第7号を議題といたします。質疑を 行います。質疑の方ご発言を願います。

原委員

令和6年度羽島市企業会計予算書から質問いたします。 水道事業会計42ページになります。

支出1款1項2目排水費及び給水費の負担金380万円についてお伺いいたします。

岐阜市、羽島市、本巣市で広域連携する衛星画像で、AI による解析をし、漏水箇所を抽出する漏水調査費用とのこ とでありますが、主な運用方法についてお聞かせください。

工務課長

水道施設の老朽化が進行しており、今後施設の修繕及び 更新費が増大することが懸念される中で、新たな漏水調査 の手法を構築するため、衛星画像を活用した漏水調査を実 施するものでございます。

この事業は広域連携による衛星画像のデータを管路情報・漏水履歴等を基に、AIで劣化リスクを評価し、漏水の可能性が高いエリアをランク付けします。漏水調査のエリアを絞ることや優先順位付けをすることで、漏水調査の効率化を図ります。

原委員

続きまして水道事業会計 46 ページになります。支出 1 款 1 項 1 目排水施設改良費 4 億 5, 680 万 6, 000 円についてお伺いいたします。

基幹管路耐震化の費用とのことでありますが、令和6年度においての耐震化率の見通しについてお聞かせください。

工務課長

令和5年度に基幹管路の耐震化を約830m 実施し、実施総延長は約3万2,034m となり、計画総延長6万2,054m に対する耐震化適合率は51.6%となっております。

令和6年度は約1,265mを実施予定で、実施総延長は約3万3,299mとなり、耐震化適合率は53.7%となる見込みでございます。

花村委員

企業会計予算 41 ページ、収益的収入及び支出 1 款 1 項 1 目給水収益についてお尋ねいたします。令和 6 年 12 月で、激変緩和措置が終了いたしますが、令和 7 年 1 月から下水道利用者の水道料金基本料が元に戻ることになりますけども、1世帯あたりいくらの引き上げになるのかまた、何世帯に影響が及びますか。

経営課長

激変緩和措置の終了に伴いまして、水道料金が措置前に 戻ることから、その差額につきましては、全体で約 763 万 円分、給水収益が増となる見込みでございます。

1ヶ月1件当たりでは 473 円、延べ1万 6,000 件ほどになります。

花村委員

次に 42 ページ令和 6 年度羽島市水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出の支出 1 款 1 項 1 目委託料 1,338 万円の内訳を説明してください。

工務課長

桑原・西小薮水源地の機械電気計装設備保守点検業務で約536万円、水質検査業務で約302万円、水道施設の全面的な維持管理業務で約500万円です。

花村委員

45 ページの資本的収入及び支出 1 款 1 項 1 目排水施設改良費工事請負費 4 億 3,656 万 7,000 円の工事内容は何ですか。

工務課長

基幹管路の耐震化事業が約2億2,200万円、延長申請等による新規整備の排水管敷設工事が9,000万円、水源地の機械電気設備工事が4,500万円、水管橋工事が2,500万円、県道大垣江南線の排水管布設替工事が2,000万円、その他工事による布設替え工事が2,500万円、消火栓工事が1,000万円等でございます。

花村委員

58 ページ令和 6 年度羽島市水道事業予定貸借対照表の6 資本金について、60 億 9,559 万 4,303 円となっております。

一方 64 ページの令和 5 年度羽島市水道事業予定貸借対 照表における 6 資本金は 58 億 3,175 万 8,608 円となってお り、令和 6 年度末において増額している 2 億 6,383 万 5,623 円について説明してください。

### 経営課長

令和6年度末に増額しております2億6,383万5,623円 につきましては、今後、令和5年度決算等の議決を経て、 令和6年度中に資本金に組み入れる予定であります。

この内容につきましては、令和3年度の純利益分でございます。資本金への組み入れにつきましては、これまでも建設改良を行うために使用した建設改良積立金等の未処分利益剰余金を議会の議決を経て、資本金に組み入れているものでございます。

### 花村委員

60 ページ令和 5 年度羽島市水道事業予定損益計算書によると、営業利益は 3,518 万 6,880 円です。そして、当年度純利益は 1 億 4,552 万 4,912 円。未処分利益剰余金 2 億 6,383 万 5,623 円を計上して、資本金は膨れ上がる一方でありまして、極めて安定した経営と見ることできますけども、水道料金の引き下げの考えについてお尋ねいたします。

### 経営課長

現在の水道料金は、水道施設の耐震化及び水道事業経営の健全化を図り、将来にわたり安全な水の安定的な供給を目指すため、改定されております。

羽島市の水道事業の水道施設は、昭和 40 年代後半に建設された施設が多く、施設の老朽化が進行しているため、第 2 期水道整備計画において、計画的な施設更新を推進しております。

今後は、巨大地震等に備えるため、基幹管路の耐震化事業等を主体に、管路整備事業を推進していかなければなりません。

給水人口等の減少が想定される中、これらの事業に多く の資金が必要となりますが、各種計画に基づき、中・長期 的な視野に立った経営基盤強化に取り組んでおるところで ございます。

仮に水道料金引き下げを実施した場合、純利益を圧縮し、 将来的な施設整備の財源不足に繋がることになります。

以上のことから、現在、水道料金の引き下げを実施する 予定はございません。

適正な料金についての検討は、今後の計画の見直しのタイミングで実施していきたいと考えております。

#### 近藤委員長

その他、質疑はございますか。

(発言なし)

近藤委員長

これにて議第7号についての質疑を終わります。次に議 第8号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある 方、ご発言を願います。

花村委員

予算書 75 ページ資本的収入及び支出、収入の方の 1 款 4 項 1 目受益者負担金についてお尋ねいたします。

受益者負担金をお願いする筆数と平均受益者負担金額はいくらなりますか。

経営課長

令和6年度の受益者負担金賦課予定の筆数につきましては463 筆、平均の金額は13万3,477円でございます。

花村委員

受益者負担金を滞納している件数と、滞納額はいくらですか。

経営課長

令和6年2月末現在、令和5年の受益者負担金滞納繰越 分の件数は52件、滞納額は445万5,180円でございます。

花村委員

そして資本的収入及び支出の1款1項2目建設改良事業 についてお尋ねをいたします。

処理場の脱水機の増設工事、脱水機中央監視機器の更新 工事、脱水機等の耐震工事の進捗状況について報告してく ださい。

浄化センター所 長 脱水機の増設工事、ストックマネジメント計画による脱水機中央監視汚泥処理計装機器の更新工事、脱水機等の耐震工事のいずれの工事も令和4年、5年の2ヶ年で実施しており、令和5年度事業で完了しています。

令和6年度につきましては、維持修繕以外に主だった工事は計画しておりません。

花村委員

それでは令和6年度供用開始する予定地域面積、供用開始人口はどれだけですか。

経営課長

令和6年度に供用開始を予定している地域は、小熊町島地区、正木町須賀小松地区、福寿町間島地区等合わせて18.35ha、供用開始人口は546人でございます。

花村委員

令和6年度末における面整備が完了する予定面積及び整備率はどれだけですか。

## 工務課長

令和6年度の下水道面整備予定区域は正木町須賀小松地区の 7.8ha、福寿町間島地区の 9.6ha、小熊町島地区の 6.4ha、江吉良町インター南部地区の 9.2ha で、合わせて 33ha でございます。

この整備が完了しますと、全体計画 1,502ha に対する整備率は 73%になる見込みでございます。

# 花村委員

令和6年度末に予定している供用開始人口と普及率はどれだけなりますか。

### 経営課長

令和6年度末における供用開始人口は3万6,200人、普及率は54.3%の見込みでございます。

# 花村委員

水洗化人口はどれだけになる予定ですか。

### 工務課長

令和6年2月末の水洗化人口は2万5,765人でございます。

### 近藤委員長

その他、質疑はございますか。

# (発言なし)

## 近藤委員長

これにて上下水道部関係分について質疑を終わります。以上で質疑を終わります。

それでは続いて討論を行います。最初に議第1号について討論のある方はご発言を願います。

#### 佐藤委員

議第1号についての討論を行います。2款1項5目財産管理費旧本庁舎中庁舎解体事業4億7,746万5,000円の支出について反対の立場であるため、討論を行います。

その理由は、旧庁舎解体用の予算が含まれていることにより、この予算を認めますと旧庁舎の解体に繋がるという問題があり、解体してはならない理由は、昨年12月議会において旧庁舎の債務負担行為に対する討論の際と同一であり、観光地としての活用可能性や、市への経済効果について十分な検討がなされていないと考えているためです。

この旧庁舎の部分以外につきましては、給食費の一部補助等、市長要望を取り入れていただいた部分もございます。

したがいまして、旧庁舎を除く部分の予算としては賛成 をいたしておりますが、予算としてはあくまでも議案が一 体であるため、一部に反対するということができないため、 令和6年度予算に関する結論としては反対するものであります。以上です。

# 粟津委員

私からも旧本庁舎中庁舎解体事業について反対の立場で討論いたします。

執行部は 12 月議会で示した債務負担行為の説明時と今 議会での説明が食い違っております。これは虚偽答弁に当 たるものと考えますが、答弁が整合しません。

総務委員会で基礎杭 200 本ということは発言をしていないと言われておりました。しかし 614 本を認めました。

12・3月議会の資料では、当初見積もりの3倍の基礎杭と、明記をされています。

当初というのは 614 本という意味でございますが、614 本の 3 倍は 1,842 本になります。旧庁舎の面積からすると、 とても 1,800 本は打ち込める数字ではありません。

また、当初見積もり 2,500 万円を仮に 200 本でなく、614 本で計算すると 1 本当たりの単価は 4 万 717 円となり、今回の上程された 7,000 万円を 1,842 本で割ると 3 万 8,000円になります。

また、作業がケーシング工法を採用し、単価が高くなったとの説明も整合をしません。

614 本から 200 本、その後 600 本、その後最後は 619 本と、どの数字が本当なのかわかりません。

こんな杜撰な見積もりでは到底予算を認めるわけにはいきません。

よって2款1項5目財産管理費について反対をいたします。

### 南谷清司委員

議第1号令和6年度羽島市一般会計予算に賛成の立場から討論します。

旧本庁舎中庁舎解体事業の予算がこの委員会で議論になりました。

この事業の予算は、3ヶ月前の12月議会で、議会が議決 した債務負担行為5億7,400万円を執行する予算です。

行政手続きとしては、議会における十分な議論の結果、 3ヶ月前に議会が議決した債務負担行為を、3ヶ月後に同 じ議会が覆すことなどはあってはなりません。

最も、重大な事実誤認や新たな事実が発覚した場合には、 例外としてありえます。

今回の委員会の議論では、概算の解体工事費 1.7 億円、 それから基礎杭 200 本、中林教授の指摘、この 3 点が取り 上げられました。

これらは果たして3ヶ月前の議論や議決に対する重大な事実誤認や、新たな事実の発覚に該当するのでしょうか。

まず 1.7 億円。これは、旧本庁舎あり方検討委員会が解体か保存かを検討するための一つの情報として、執行部が委員会へ提出したものです。

執行部の説明通り、一般的な建築物を想定した、仮とも言える概算額です。正確な解体工事費を算出するためには、1年前に私達が議論をして議決した令和5年度予算のように、約2,000万円の予算措置が必要です。

まだ解体か保存か決まっていない時点で、約 2,000 万もの予算を組んで、詳細な調査をして、正確な解体工事費を 算出するなどということは、普通はやりません。

解体せずに保存するかもしれない時点なのですから、これも当然のことです。

次に杭 200 本。議会ホームページで公開されている今までの全ての議会議事録を検索してみました。検索ワードは 200 本。ヒットしたのは、質問された議員の発言のみでした。執行部の発言には一つもヒットしませんでした。

この結果からは、執行部は200本とは1回も発言してないと判断することが科学的と思われます。

最後に、中林教授の指摘。羽島市の 400 件ほどの落札データを分析したところ、落札者の落札後 180 日間の受注額が低くなっているため、分析対象 400 件のうちのどれかわからないけれど、少なくとも 1 件は談合である確率が98.5%である、という指摘です。

分析対象とした過去の落札のうちどれかわからないけれ ど、少なくとも1件は、という指摘です。

この指摘は、あくまで中林教授のグループの理論に基づく指摘に過ぎません。

そして、その理論は決して京都大学、公正取引委員会、 学会等により、オーソライズされた理論ではありません。

京都大学の別の教授や、東京大学、大阪大学、一橋大学等の教授は異なる理論を言われるかもしれません。

以上から、3ヶ月前の債務負担行為の議決以降に、重大 な事実誤認や新たな事実の発覚があったとは言えません。

であれば当然、3ヶ月前の債務負担行為の議決に従って、 今回も議決することが行政手続きのあり方や行政の継続性 から、また、大きな権力を持つ議会として、正しい判断で あり、正しい行動と言えます。

以上から、議第1号令和6年度羽島市一般会計予算は可

決すべきものと考えます。

# 近藤委員長

本来我々議員は、執行部の提案されたことに対して、賛成反対を言うのであって、議員がこう言ったらどうだということに関しては、一般的にはしょうがないと思います。 討論を行ってください。

# 花村委員

自衛官募集事務経費では、令和6年度に18歳に到達する男女238名に対して、自衛官募集はがきを送付します。

これに先立って羽島市は、防衛省に対して令和6年度に 18歳及び22歳に到達する男女全員分にあたる1,334名分 の宛名ラベルに印刷した個人情報を防衛省に提供していま す。本人に無断で個人情報を他人に提供することは問題で す。

提供する前に本人から了承を得るべきであって、提供を 望まない方については、防衛省に渡さない措置が必要です。 そもそも、市役所がダイレクトメール発送委託事務を実 施する必要はありません。

旧本庁舎中庁舎解体費用 4 億 7,746 万 5,000 円でありますが、県内でもこの時代の建築建物としては最も価値があって、国の重要文化財に最も近いと言われています。

羽島市役所旧本庁舎を取り壊すことは認められません。 十分な建築学的価値や文化的価値の議論がなされないままです。解体費用以下の金額で十分な耐震補強ができると、 建築の専門家は証言しています。

耐震補強の方法や活用についての検討も不十分なままの決定です。数々の受賞歴を誇る羽島市出身の坂倉準三さんがふるさとのために設計した羽島市役所旧本庁舎は、羽島市を70年間見守り続けてきました。その旧本庁舎をよりによって、市制70周年の記念事業を行われる年に取り壊すことなどありえません。

水道事業会計負担金では、昨年1月から実施した下水道使用料の引き上げにより、下水道利用者の水道基本料の半額を令和6年12月まで一般会計が負担します。これは下水道使用料の引き上げ率が4割という大幅な引き上げであるため、激変緩和措置として実施されます。

そういう措置をしなければいけないほどの大幅な引き上げだということです。物価高が相次ぐ中での公共料金の引き上げで市民の暮らしが大変になっております。よって、 議第1号に反対します。

### 山田委員

2款1項5目、財産管理費旧本庁舎中庁舎解体について、4億7,746万5,000円に反対の立場で理由を申し上げます。まず初めに基礎杭の関係でございますが、基礎杭につきましては、概算1億7,000万というのが出てまいりましたけれども、その前にその概算の中に、基礎杭は614本というのが、出てまいりました。その関係でそれ以降の積算については問題が生じてきたものと思います。

それから、羽島市公共工事談合の可能性を指摘されている最中であります。そんな中で今、この旧本庁舎中庁舎の解体を議決するとですね、いろいろ問題が出てくるのではないかと思うことから、とにかくもう一度積算をやり直すというようなことが必要であろうと思います。

併せて、この貴重な旧庁舎について、建物の解体は、や はりするべきではないと思って反対討論をいたします。

### 近藤委員長

その他。

# (討論なし)

### 近藤委員長

それでは、討論を終わります。

採決を行います。議第1号は原案の通り可決することに 賛成の委員の挙手をお願いいたします。

## (举手多数)

# 近藤委員長

挙手多数であります。よって、議第1号は原案の通り可 決することに決しました。

#### 近藤委員長

次に、議第2号について討論を行います。討論のある方 はご発言を願います。

#### 花村委員

令和6年度国民健康保険税額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、合算で所得割を0.8%引き上げ12.1%に、均等割は2,400円引き上げ4万8,500円に、平等割は300円引き上げて3万2,600円になります。引き上げ率は4.5%になり、1人当たり賦課額は10万6,078円になり、令和5年度と比べると2,953円の引き上げになります。

令和5年度末国民健康保険税の徴収によって、たまってできたおよそ3億5,800万円ある基金や繰越金を活用すれば、引き上げる必要ありません。よって、議第2号に反対

します。

近藤委員長

その他。

(討論なし)

近藤委員長

それでは討論を終わります。それでは採決を行います。 議第2号は原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を 願います。

(举手多数)

近藤委員長

挙手多数であります。よって議第2号は原案の通り可決することに決しました。次に議第3号について討論を行います。討論のある方。ご発言を願います。

花村委員

議第3号令和6年度羽島市介護保険特別会計予算について討論を行います。

保険料基準額を月額 6,000 円から 6,200 円に引き上げ、 1人当たり保険料は年額で 2,518 円の増加が見込まれています。高い保険料を滞納している方は 288 人おられ、平均滞納額は 7万 5,337 円になっています。

令和5年度末基金残高は約4億1,827万円であり、基金の活用を図って抑制はしているものの基金を活用すれば保険料を引き上げる必要がないので、議第3号に反対します。

近藤委員長

その他。

(討論なし)

近藤委員長

それでは、採決を行います。議第3号は原案の通り可決 するに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

近藤委員長

挙手多数であります。よって議第3号は原案の通り可決することに決しました。次に議第4号について討論を行います。討論のある方、ご発言を願います。

(討論なし)

#### 近藤委員長

それでは採決を行います。議第4号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

# (異議なし)

## 近藤委員長

ご異議なしと認め、議第4号は原案の通り可決することに決しました。次に議第5号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。

# 花村委員

議第5号令和6年度羽島市後期高齢者医療保険予算について討論を行います。

令和6年度後期高齢者医療保険料は、均等割で3,389円引き上げられ、4万9,412円に、所得割は0.66%増えて9.56%になります。

加入者の所得は63 万218 円しかないのに、1 人当たり平均7 万5,826 円の保険料の支払いが求められます。所得の12%にも当たります。

そのため 155 人が平均 6 万 6,372 円滞納しており、有効期間が 3 ヶ月の短期被保険者証が 25 枚発行されており、高齢者の医療へのアクセスを難しくしています。

安心して医療にかかる環境を損ねる保険制度であり、議 第5号に反対します。

#### 近藤委員長

その他。

#### (討論なし)

### 近藤委員長

討論を終わります。採決を行います。議第5号は原案の 通り可決することに賛成の委員の挙手を願います。

#### (挙手多数)

### 近藤委員長

挙手多数であります。よって議第5号は原案の通り可決 することに決しました。

#### 近藤委員長

次に、議第6号について討論を行います。討論のある方、 ご発言を願います。

# (討論なし)

# 近藤委員長

討論を終わります。採決を行います。議第6号は原案の

通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

近藤委員長

ご異議なしと認め、議第6号は原案の通り可決することに決しました。次に議第7号について討論を行います。討論のある方はご発言を願います。

(討論なし)

近藤委員長

討論を終わります。採決を行います。議第7号は原案の 通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

近藤委員長

ご異議なしと認め、議第7号は原案の通り可決すること に決しました。次に、議第8号について討論を行います。 討論のある方はご発言願います。

花村委員

議第8号令和6年度羽島市下水道事業会計予算について 討論を行います。

令和5年から実施した下水道使用料の引き上げにかかる 上水道の基本料金の半額の補助も本年12月で終了し、下水 道利用料が利用者に重くのしかかります。

受益者負担金も令和6年度新たに463筆に対して、6,180万円、平均13万3,577円、お願いすることになります。

これまでの受益者負担金のうち約 445 万円が滞納されています。負担が大きい下水道の負担を軽くして、もっと皆さんに使っていただくことが必要です。以上の理由で、議第8号に反対します。

近藤委員長

その他。

(討論なし)

近藤委員長

それでは討論を終わります。採決を行います。議第8号 は原案の通り可決することに賛成の委員の挙手をお願いし ます。

(举手多数)

# 近藤委員長

挙手多数であります。よって議第8号は原案の通り可決 することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして予算決算特別委員会を終了いたします。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。本日 はご苦労様でした。

【閉会=午前11時56分】